

国民健康保険からのお知らせ

交通事故にあったら

交通事故など第三者から被害を受けて、お医者さんにかかった場合でも、国保を使って治療を受けることができます。その場合、

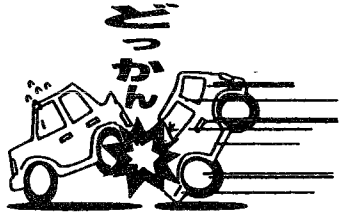
【届出を速に済ませよう】

交通事故にあつたらすぐに警察に届けると同時に、国保にも届出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届けがないまま診療を受けようとした場合、「国保でかかれませんか」と言われることがありますので注意しましょう。

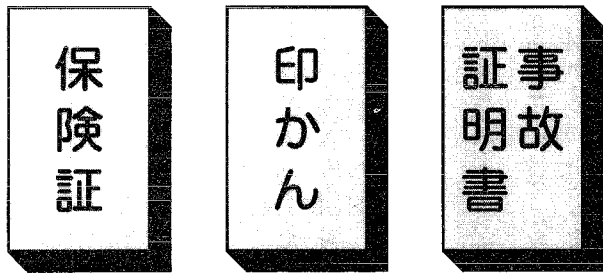
【医療費は加害者が負担】

交通事故など第三者から被害を受けた場合、その医療費は被害者に過失のない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。

したがって、保険診療した場合においても、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者にかわって加害者に請求することになります。



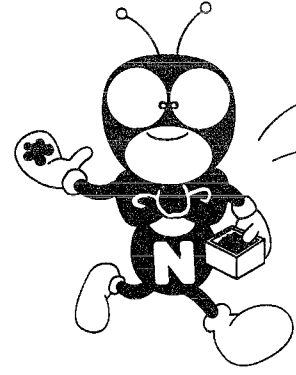
届け出に必要な書類



(そろわないときは後日でも可)

【示談は慎重に】
加害者と被害者の話し合いがついて、示談を結んでしまうと、その示談のとりきめの内容が優先することがあり、示談の成立以後は、加害者に請求できなくなる場合があります。ですから、第三者から被害を受けた場合は、示談を結ぶ前に必ず国保へ届け出てください。

ゆめあり通信



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり) 君

保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金の保険料は、役場から発行された納付書等により納めることになっています。忙しくて、毎月保険料を納めに行くのが大変という方は、口座振替をご利用ください。

平成十年度分の保険料は、平成十一年四月末日を過ぎると、役場から発行されたお手持ちの納付書では納めることができなくなります。保険料の納め忘れが多くなると、老後の支えとなる老齢基礎年金はもちろんのこと、万一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなることがあります。

納め忘れの保険料は、早めに納めましょう。

割引があつて便利な「前納制度」をご利用ください

国民年金には、将来の一定期間の保険料を前もって納めることのできる「前納制度」があります。収入が一定時期に片寄る人、

忙しくて保険料を納めに行けなかったり、うっかり忘れてしまふ人など、ぜひ「前納制度」をご利用ください。

保険料を前納すると、年五分五厘（複利現価法）の割引が受けられます。

前納を希望する人は、役場住民課住民係でおたずねください。

忘れずに申告しましょう 国民年金保険料

国民年金の保険料は全額が社会保険料控除を受けられます。平成十年に納めた保険料は、確定申告のとき忘れずに申告しましょう。

●平成10年の保険料額

定額保険料		
平成10年1月～3月	1か月	12,800円
平成10年4月～12月	1か月	13,300円
平成10年1月～12月の合計額		158,100円

定額保険料と付加保険料		
平成10年1月～3月	1か月	13,200円
平成10年4月～12月	1か月	13,700円
平成10年1月～12月の合計額		162,900円

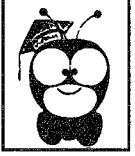
ゆめあり相談室



質問 Q

私は、この六月末で会社を退職した男性です。現在五七歳で厚生年金は三年加入しています。

私のような場合はすでに年金を受ける資格期間を満たしていますので、退職後は国民年金に加入する必要があると思います。



答え A

年金を受けるためには、①国民年金保険料納付済期間（免除期間を含む）②厚生年金や共済組合に加入した期間③合算対象期間（二〇歳以上六〇歳未満の間で任意加入しなかつた期間等）などを合計した期間が二五年以上必要です。

●電話のご相談もお受けします
025-225-1851 (直通)
 相談日：月曜日から金曜日午前9時半～12時
 午後1時～4時40分(祝祭日を除く)
 ◎専門の相談員の方が親身になってご相談に応じています
 ◎弁護士相談日：毎週水曜日午後1時～4時まで

無料
 交通事故
 ご相談

新潟自動車保険請求相談センター
 新潟市本町通り7番町1082番地 興亜火災新潟支店ビル5階(新堀通り本町角)新潟調査事務所内 TEL.025-225-1851